

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第15号

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例(平成29年四日市市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後			
別表(第3条関係)			
1 法第19条第1項第1号に該当するもの			
納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) 単位: 円	
階層 区分	定義	年齢区分	
		満3歳・ 3歳児	4歳以上 児
(略)			
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額62,851円以上77,101円未満	<u>10,100</u>	<u>7,200</u>
(略)			
2 (略)			
3 多子世帯の利用者負担額(単位: 円)			
区分		利用者負担額	
(略)			
特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一にする兄弟が2人以上いる場合		0	
(略)			
備考 (略)			

改正前

別表（第3条関係）

1 法第19条第1項第1号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) 単位：円	
階層 区分	定義	年齢区分	
		満3歳・ 3歳児	4歳以上 児
(略)			
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額62,851円以上77,101円未満	11,100	8,200
(略)			

2 (略)

3 多子世帯の利用者負担額（単位：円）

区分	利用者負担額
(略)	
特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一にする兄弟が <u>中学校（義務教育学校の後期課程含む。）の第3学年までに</u> 2人以上いる場合	0
(略)	

備考 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)